

生産性向上・賃上げに取り組む中小企業等を支援します

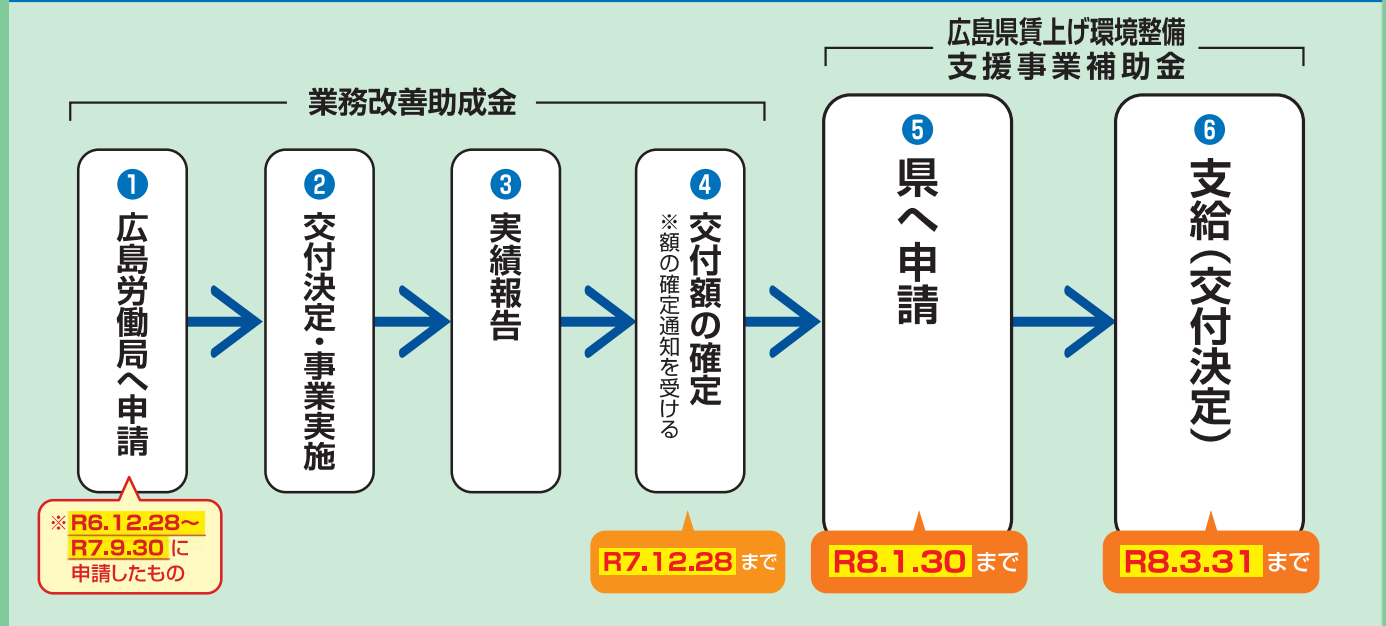
広島県賃上げ環境整備 支援事業補助金



生産性向上等の取組により、
最低賃金引上げを行う
中小企業等を支援する
「業務改善助成金」に、
上乗せ補助を行います。



申請の流れ



補助 対象者

次の①～③のいずれにも該当する者

- ① 県内に事業所を有する中小企業等
- ② 令和6年12月28日から令和7年9月30日までの間に
広島労働局へ業務改善助成金の申請を行った者
- ③ **令和7年12月28日まで** に業務改善助成金の額の
確定通知を受けている者

補助率

業務改善助成金交付確定額の1/10

申請様式/ 申請方法

広島県ホームページでご確認ください
URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/chinage-hojokin.html>



県への申請期限

令和8年1月30日(金) ※当日消印有効

申請先・
お問い合わせ先

広島県商工労働局雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL.082-513-3411 FAX. 082-222-5521

E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

詳細は広島県ホームページでご確認ください。

●業務改善助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入、人材育成、教育訓練など）を行った場合に、その費用の一部を助成する国の制度です。

助成対象者

- 県内の中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業でないこと）
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が **50 円以内** の事業場
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

助 成 率

1,000円未満	4/5	1,000円以上	3/4
----------	-----	----------	-----

助成上限額

コース区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外の 事業者	事業場規模 30人未満の事業者
30 円コース	30 円以上	1 人	30 万円	60 万円
		2 ～ 3 人	50 万円	90 万円
		4 ～ 6 人	70 万円	100 万円
		7 人以上	100 万円	120 万円
		10 人以上※	120 万円	130 万円
45 円コース	45 円以上	1 人	45 万円	80 万円
		2 ～ 3 人	70 万円	110 万円
		4 ～ 6 人	100 万円	140 万円
		7 人以上	150 万円	160 万円
		10 人以上※	180 万円	180 万円
60 円コース	60 円以上	1 人	60 万円	110 万円
		2 ～ 3 人	90 万円	160 万円
		4 ～ 6 人	150 万円	190 万円
		7 人以上	230 万円	230 万円
		10 人以上※	300 万円	300 万円
90 円コース	90 円以上	1 人	90 万円	170 万円
		2 ～ 3 人	150 万円	240 万円
		4 ～ 6 人	270 万円	290 万円
		7 人以上	450 万円	450 万円
		10 人以上※	600 万円	600 万円

※10人以上の上限額区分は、以下の①、又は②のいずれかに該当する事業者が対象となります。

①賃金要件：申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満の事業者

②物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が、前年同月に比べ、3%ポイント（※）以上低下している事業者

※「%ポイント」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

業務改善助成金について

お問い合わせ先	●業務改善助成金コールセンター	TEL.0120-366-440(平日9:00～17:00)
交付申請書等の提出先	●広島労働局雇用環境・均等室	TEL.082-221-9247